

史書・日記に見る晴明

竹村信治

■ はじめに

ある人物の実像といったものは、当の本人もふくめてだれにもいいあてられない。そもそも「実像」という概念自体が胡散臭いものだ。だから、同時代の記録や史書類といえども、それが伝えているのは、説話類が描きだす晴明と同様、所詮は発話者の眼差しのもとで発現した晴明像でしかない（さらにいえば、その「発現した晴明像」も記録類読者の眼差しのもとで発現したそれではない）。ここでは、そうした限界を念頭において晴明の名を見いだす諸資料を点検しつつ、彼の閲歴の確認、彼に向けられたいくつかの眼差し、それらにとりまかれている彼の姿などを追っていくことにする。かかる点検

はおのずから生存中の晴明の位置、ひいては陰陽師の同時代的位相のいくばくかを示唆することになる。

なお、諸書所伝の晴明説話と記録類とを勘案、接合しながら統一的な晴明像を描きだしているテキストは近世以降数多くあり、近年の論考にも村山修一氏『日本陰陽道史総説』（第24節、一九八）、志村有弘『平安京のゴーストバスター 陰陽師安倍晴明』（一九九〇）後、角川文庫（一九九〇）に収録）などがあることを付記しておく。

■ 閲歴

後代、「无父母、蓋化生者也」（『臥雲日件録』坤）、母は「人間ニアラス」「信太森ノ社」の「老狐」|| 「コノ神ノ化身」

〔月刈藻集〕中、出身も「天王寺」〔臥雲日件録〕、「阿倍野」〔安倍晴明神社所伝〕あるいは「讃岐国」〔空華日用工夫集〕と諸説紛々、また、前生は「無止大峯之行人」で現世でも「那智千日之行人」〔古事談〕六六〕だった、「大舎人」〔続古事談〕五三〕だったといひ、陰陽道との出会いも「菟光」の面相〔同上〕、「一人老人」の夢告〔月刈藻集〕中〕が契機で、賀茂忠行〔今昔物語集〕二四六〕もしくは保憲〔続古事談〕への師事も私的なものだったとさまざまに語られる。晴明は、『尊卑分脈』によれば『竹取物語』「阿部御主人」のモデルかという「右大臣御主人」の七世の孫・「大膳大夫益材」の息。陰陽寮の「天文得業生」をへて「天文博士」となり、『陰陽寮 権少属』「主計権助」「左京権大夫」「穀倉院別当」「大膳大夫」を歴任して最終位階は従四位下、八五歳で没した「陰陽師」だったという。そのそれぞれは次の諸資料に確かめられる（○印は晴明官位関連記事、※印は当該官位等参考資料、▽は晴明当該期間連資料、年記略記部分は上から年月日）。

① 天文得業生 天徳4（九〇）年9月

40歳

〔晴明申云〕……去天徳内裏焼亡之日、皆悉焼損。晴明、
為天文得業生之時、奉宣旨、進勘文、所令作也。〔藏人
信経私記〕長徳3・5・24条〔中右記〕寛治8・11・2条所引〕

※応以学生正六位上菅野朝臣為経、補任陰陽得業生事。

〔朝野群載〕一五陰陽道「陰陽得業生補任旨得」〔康和4・8・7〕
▽天文奏「晴明令奏密奏曰、鎮星、犯鬼第四星云々。〔親
信卿記〕天延2（九四）12・3条〔大日本史料〕同日条所引〕
※前天文得業生正六位上惟宗朝臣忠盛。／右忠盛成業之
後、勤勞久積。仍以忠盛申請陰陽師貞義転任少属之替。
〔朝野群載〕一五陰陽道「陰陽寮拜任官人品官等連奏」〔康和
2・1・21〕

② 陰陽博士 貞元3（九一）年7月24日

58歳

雷震。陰陽博士出雲清明宅、致破損。〔日本紀略〕同日
条〕

▽参内。令勘申讓位・立太子日時等。道光・晴明等勘申。
来月十六日癸巳。……〔東宮〕被奏云、来月十六日重日
也。已勘讓位十代、更無重日例。陰陽家所申甚不当也。
可被改勘歟者。〔小右記〕永観2（九四）7・27条〔園太曆〕
文和1・8・2条所引〕

※親宗謹検案内、天文博士有闕之時、得業生中、以堪其器
之輩、被抽任者、例也。〔朝野群載〕一五天文道「安倍親
宗天文道博士申文」〔嘉保2・1・22〕「請殊蒙天恩、因准先例、以
天文得業生正六位上惟宗朝臣忠盛、拜任博士闕状」

③ 天文博士 正五位下 寛和2（九六）年2月16日

66歳

今日未点怪立。官正厅東第二間庇内、有蛇也。天文博士

正五位下安倍朝臣晴明占云、非盜兵事。就官事、有遠行者歟。期怪日以後三十日内、及來四月七月明年四月節中並庚辛日也。於怪所、修攘法、無其咎乎。丑未辰年人。

〔本朝世紀〕一〇、同日条)

▽安倍晴明是時人也。掌天文曆數事。昔者一家兼兩道。而賀茂保憲、以曆道傳其子光榮、以天文道傳弟子晴明。自此已後、兩道相分。〔帝王編年記〕一七・一条・永延1 (九七)

④ 正五位上 正曆 4 (九六) 2月3日

73歲

晴明朝臣來、触加級之由。令問案内、答云、主上俄有御惱。依仰、奉仕御禊、忽有其驗。仍加一階〔正五位上〕者。〔小有記〕同日条)

⑤ 前天文博士正五位上 正曆 5 (九六) 年5月7日 74歲

今月十五日、於八省大極殿、立百高座、可被說講仁王經之事、是即前天文博士正五位上安倍朝臣晴明勸申、所被修也。〔本朝世紀〕一三、同日条)

▽仰云、昨日、雷事可奉付御卜之由、令仰右大將之後、天文道進變異勘文。晴明朝臣令申云、先々、進勘文之時、更無御卜者。依此事停御卜之由、可仰右大將。〔權記〕

長德 1 (九五) 10 17 条)

⑥ 正六位上行主計權助 長德 1 (九五) 年8月1日 75歲
正六位上行主計權助晴明 上日无 夜无〔朝野群載〕・朝儀下〔藏人所月奏〕

⑦ 陰陽師 長德 3 (九五) 年3月21日

77歲

又召陰陽師晴明・光榮等、令勘申可立神殿之日時了。〔藏人信經私記〕同日条 (〔中右記〕寬治8 11 1 条所引)

⑧ 主計助 長德 3 (九五) 年5月24日

77歲

遣召主計助安倍晴明、召問宜陽殿御劍等事。〔藏人信經私記〕同日条 (〔中右記〕寬治8 11 2 条所引)

⑨ 穀倉院別当? 長保 1 (九九) 年9月7日

79歲

晴明朝來、云穀倉院預親仁死去替、年預補事。即以預辰信、可為年預之由、仰了。〔權記〕同日条)

▽又仰云、來廿日參入、可令勘申還宮日時等。彼日可令召候陰陽寮并晴明・光榮等朝臣。〔權記〕長保 2 (一〇〇〇) 8 18 条)

⑩ 從四位下 長保 2 (一〇〇〇) 年8月19日条

80歲

早朝於宿所、見付鼠喰宿物怪。卯時。即遣問安四位許。々々推云、口舌病事云々。『權記』同日条

▽長保三年(閏十二月)廿四日(故東三条院詮子)御送。停追儂了。但有大祓。(以下割注)雖御葬送了、依近日被停歇。爰散位從四位下安倍朝臣晴明來、偶不可有追儂之由。私宅行此事之間、京中響共以追儂。其事、宛如恒例。晴明陰陽達者也。『政事要略』二九/二月下

※保憲朝臣 天延二年十一月叙從四位下『朝野群載』一五 曆道「曆道叙爵請奏」(長治2、21)「博士外蒙造曆官輩、朔旦冬至預勸賞例」

① 大膳大夫 長保4(1003)年7月27日

82歳

一条院 長保四年七月廿七日、被行玄宮北極御祭。月來天交所被行也。大膳大夫安倍朝臣晴明勤行之。『日月多出例』「就天交御折例」、「御祭文故実抄」も同へとも「大日本史料」同日条所引

② 左京権大夫 長保4(1003)年11月28日

82歳

依左京権大夫晴明朝臣説、奉太山府君幣一捧紙錢。為延年益算也。『權記』同日条

▽左京権大夫安倍晴明『權記』長保6(1005)26条

没年時は「土御門家記録」一「御家道規則記」(大日本史料所引)によれば寛弘2(1005)年9月26日。ただし、本『記録』には「天文博士、正三位、陰陽頭、大膳大夫、左京大夫」「晴明御靈社奠。四十六年也。陰陽頭吉平卿御時乎。」など確認できない注記も混じっていて、どこまで信用できるかは不明。生存を確認できる最終記録は『小右記』寛弘2年3月8日条。同年11月15日の内裏焼亡やその折の神鏡改鑄勘申をめぐる諸記録には晴明の名を見ない。この間の逝去とすれば「土御門家記録」没年時記事にほぼ見合う。

「公的な陰陽道祭祀の場合も殆どは、多分に天皇の個人的信仰及び祭祀儀礼の範疇に位置づけられ」「他の神事・仏事に比べて、記録類に残されにくい」(岡田荘司氏「陰陽道祭祀の成立と展開」(國學院大學日本文化研究所紀要)54、1984)との指摘は晴明についても同様で、その閏歴は十分にたどりがたい。

40歳 天徳4(963) 天文得業生 (正六位上)

58歳 貞元3(967) 陰陽博士

66歳 寛和2(968) 天文博士 正五位下

73歳 正暦4(969) 正五位上

74歳 正暦5(970) 前天文博士 正五位上

75歳 長徳1(975) 主計權助

77歳 長徳3(977) 主計助

79歳 長保1(九九) 穀倉院別当

80歳 長保2(一〇〇)

從四位下

82歳 長保4(一〇〇二)大膳大夫

82歳 長保4(一〇〇二)左京權大夫

先の諸資料はこうした諸項を跡づけるにすぎない。とくに、40歳以前の事績については記録がとほしい。このことをどう考えるかだが、資料伝存上の問題であるとともに、「天文得業生」期が40歳とやや高齢である点(晴明息・吉平は天曆8(一〇四)年誕生で正暦2(九八)年の38歳には陰陽博士、その弟吉昌は生年未詳ながら天禄1(九七〇)年11月に賀茂保憲の推挙で天文得業生に補され(『太政官符』)、長徳4(九八〇)年10月頃は天文博士

〔『権記』3日条)、長保3(一〇〇二)年には陰陽助(同811条)、本節冒頭にみた説話類の多くがこの空白期を伝承話型によって補填している点などから推せば、もともと彼の前半生には不明な点があり、記録に残りにくいものであったともいえる。そうした見方からは、諸伝承のうち、「幼ノ時、賀茂忠行ト云ケル陰陽師ニ随テ昼夜ニ此道ヲ習ケルニ」(『今昔物語集』二四六)『統古事談』にいう、はじめは「大舍人」であったとの所伝は注意してよいのかも知れない。

「大舍人」は大舍人寮に属し「六位以下八位以上の嫡子で、年廿一以上のものゝ中から選抜」され、「宮中に宿直して、

警護駈使の雑事をつとめる役」(和田英松『修訂・官職要解』)。陰陽寮が祭を奉仕する追儼の儀では「追儼舍人」となり、なかでも「大舍人長大者」は「方相」となった(『西宮記』、『政事要略』二九)。「統古事談」によれば、晴明の生涯は、「大舍人」として追儼の儀に加わり疫鬼驅逐の役を演じ、やがて陰陽道にも目覚め、勢多橋で茲光の面相(道ノ達者ナラズル事)を得て保憲のもとに参じ、陰陽の素養を認めたと師に愛されて斯道を極め、やがては保憲息・光榮と『百家集』伝授をめぐって賀茂陰陽道の正統を争った、といったことになるが、それはそれでありえないことではあるまい。

■ 位 相

『統古事談』には「晴明ハ術法ノ者ナリ。才学ハ優長ナラズトゾ」との評が見える。晴明をめぐる記録類記事にはこの評と符合しそうなものがいくつもある。まず「才学ハ優長ナラズ」についていえば、見たように、『尊卑分脈』に「権少属」の官名が見られるものの、信頼すべき資料類、とくに同時代の記録に陰陽頭、陰陽助を冠した記名が見いだせない点が注目される。晴明は賀茂保憲に師事して天文道を伝授されたという(③▽)。けれども、曆道を継承した保憲息光榮が賀茂陰陽道の正統であったことは、彼の次炊頭任官除目記事に「雖不知堪否、依為一道之長、被任。」(『権記』長徳4(827)条)

とあるところに明らかである。したがって、晴明に助・頭補任のことが確認できないのは多くこれにかかわっているが、一方で、先例不勘をもって東宮（花山院）から「陰陽家所申甚不当也。可被改勘歟。」と難じられているところを見ると②▽、政務運行をめぐる時代の本文主義に見合う知識の蓄積Ⅱ「才学」（池田源大氏『奈良・平安時代の文化と宗教』九「本文」を権威とする学問形態と有職故実「一九七」の欠如といった事情も憶測されるのである（陰陽道家における「本文主義」関連語彙初例は「不可避院御衰日。依本条無所指之故。」〈「権記」長徳4 10 10条〉での光榮勘申に見えるものだった。山下克明氏「陰陽道における典拠の考察」（『青山学院大学文学部紀要』、一九〇）、参照。

次に「術法ノ者ナリ」についていえば、右にかかわって、晴明が陰陽寮では「陰陽博士」もしくは「天文博士」に任せられていた点、しかも正暦5年5月には「前天文博士」とあるように⑤、その陰陽寮も退いている点が注意される。陰陽寮致仕のことは⑩▽「散位從四位下安倍朝臣晴明」によっても証しうるし、「陰陽寮并晴明・光榮等朝臣。」⑨▽、「陰陽道博士并晴明・光榮・奉平等」（「権記」長保4 3 19条）といった記事によっても明らかである。そしてその間、彼は⑦「陰陽師晴明・光榮等」のごとく「陰陽師」と呼称され、長保2年10月11日には「応和例、陰陽寮供奉散供。此度、晴

明以道の傑出者、供奉此事也。」（「権記」同日条）と、陰陽寮官人をさしおき「陰陽」道の傑出者」の故をもって散供の供奉に指名されている。あるいはまた、長保3年閏12月の追儼は彼の一言で停止されたが、彼自身は私宅で行い、京中の人は彼にしたがって追儼を執り行ったという⑩▽・「小右記目録」長保4 1 7条。それもこれもすべては「晴明陰陽達者也」の故のことだった（⑩▽）。これらの記事は、陰陽寮官人としての、もしくは主計助・穀倉院別当・大膳大夫・左京権大夫としての官歴とはべつに、「術法ノ者」として世上に一定の地歩を占めていた晴明を考えさせる。

「大舍人」（「方相」役）↓「忠行」（「今昔」二四六）「保憲」（「続古事談」）への師事 ↓ 陰陽寮「学生」 ↓ 「得業生」 ↓ 「博士」 ↓ 陰陽寮致仕 ↓ 「陰陽師」「陰陽」道の傑出者「陰陽達者」――、「術法ノ者ナリ、才学ハ優長ナラス」との評は、こうした閏歴、位置取りにかかわって晴明に差し向けられたものようでもある。

ところで、かかる「術法ノ者」たる晴明像は、播磨の法師陰陽師（智徳）の識神を隠したり草の葉で蝦蟆を真平したり自ら識神を操ったりしたとの話題と連携して、いわば外術を弄する厭術師としての晴明の姿を想い描かせることになる。陰陽師の外術厭法をめぐるエピソードは説話世界にあふれ、記録類でも藤原時平の道真呪詛（安樂寺託宣「偽称勅宣」召陰

陽寮官人、充給種々珍宝、令呪詛我并子孫永絶不可相統之由。神祭多送日月、皇城八方占山野、厭術埋置雜宝。」「扶桑略記」永觀2629条)、藤原師輔の小野宮実頼子孫呪詛(「我是九条丞相(師輔)靈、存生之時、或寄仏事、或付外術、懇切致子孫繁昌之思、其願成熟。就中、小野宮太相国(実頼)子族、可滅之願、彼時極深。施陰陽術、欲断彼子孫。所期先六十年。其驗已新。今依滅他之思、受苦極重、拔苦無期。」「小右記」正曆4閏1014条)のほか、「奏左大臣令申病惱間、有厭魅呪詛事之由。若及天聰歟云々。仰云、云々。事甚繁碎。仍不記。」「權記」長保2511条)など枚挙に遑がないのだから、晴明にそのことがあっても不思議ではない。ただし、ことの性格上、なのだろうか、諸日記・記録には晴明外術厭法行使の記事を見いだすことはできない。陰陽師としての彼がかかわった事績を整理して示せば次のようになる(略号「世」は『本朝世紀』、「群」は『朝野群載』、「權」は『權記』、「小」は『小右記』、「閑」は『御堂閑白記』、「親信」は『親信卿記』。なお、傍線を付した事績は賀茂光榮など他の陰陽師もかかわったもの)。

占術●公二【怪】正庁有蛇二寛和2216(世)／疫癘二正曆557(世)／禁中頻有火事二長保4319(權)／御惱二帝二永延316(小)・長保1716(權)／一宮二長保5821(權)／太皇太后(可渡給他処)・長保11014・19(小)／【帝渡御】長保3閏12

17(權)／【行啓占屋】大原野社二寛弘1822(閑)▼私二【怪】鼠喰宿物二長保2819(權)／多武峯御墓鳴二寛弘1925(閑)／【死不浄】賀茂詣二長保6618(閑)／【占地】木幡三昧堂二長保6219(閑)

天文●公二【月奏】長徳181(群)／【変異勘文】天延2123(親信)／存疑具申二長徳11017(權)

日時・方忌勘●公二【国家】内膳司御電神平野社殿造立二長徳3

321(蔵人信経私記〔中右記所引〕)／【焚惑星御祭】永延287

(小)／【防解火災御祭】長保1117(權)／【帝】讓位・立太子二

永観2727(小〔園太曆所引〕)／【除錫紵】寛和1529(小)／

行幸二長徳3617(權)・長保2216(閑)／御惱御祭二長保

1716(權)／御忌方二長保2819(權)／【后・女院】彰子立

后二長保2128(閑)／中宮還宮二長保2818(權)／東三条

院御惱消除不動尊供養二長保3620(權)／【宮】一宮始聞食真

菜二長保3620(權)▼私二【仏教】作仏二長保6620(閑)

怪異等解除禊・祓●公二【反閉】帝出御還御二寛和3219(小)・

永延3216(小)・長徳3622(權)・長保178(權)・長

保21011(權)／中宮大原野神社行啓二寛弘2338(小)／【御

禊】帝出御前二永延317(小)／帝御惱二正曆423(小)

▼私二【反閉】渡二条二寛和3322(小)／【解除・祓】産事

遅々二寛和1419(小)／撰政河臨禊二永延3624(小)／陰陽

師等尽)

祭●公Ⅱ【祭】熒惑星御祭：永延2・8・18（小、不奉仕）／太山府君

御祭：永延3・2・11（小）／防解火災御祭：長保1・11・7（權）／

玄宮北極祭：長保4・7・27（日月多出例）／五龍祭：長保6・7・14

〔関〕●私Ⅱ【祭】鬼氣祭：永延2・7・4（小）／太山府君祭：長

保4・11・9（權）・長保4・11・28（權・依晴明説）／為祭：寛弘1

12・3〔関〕／（東三条邸）新宅作法：寛弘2・2・10〔関〕

その他●公Ⅱ【節刀本形勘文】：天徳4・9（藏人信経私記）〔中右

記所引〕、〔宜陽殿御剣等事勘申〕：長徳3・5・24（藏人信経私

記）〔中右記所引〕、〔東三条院葬送雜事勘申〕：長保3・閏12・23

〔權〕、〔近日御葬送・追儺停止傳〕：長保3・閏12・24（要略）、▼私

Ⅱ【庚辰日奉仕三宅圭胤備大臣説・勘文】：長保6・2・26（權）

なお遺漏もあろうが、見られるとおり、その事績は山下克明氏前掲論文に総括される陰陽師の職務内容（「式占」「日時方角に関する吉凶禁忌の勘申」「攘災招福を目的とする呪術・祭祀の執行」の範囲内にあり、仕掛けた呪詛外術の記録はなく、『枕草子』（心ゆくもの）に「ものよく言ふ陰陽師して、河原に出て呪詛の祓へしたる」とある仕掛けられた厭術の解除も、生臭そうなのは『小右記』寛和1年4月の実資妻女出産遅々の祓え程度なのである（前掲、師輔呪詛譚参照）。伝えられる「術法者」としての外術厭法もしくはその解除は、もしそれが事実ならば、公の追儺を具申をもって停止させておき

ながら自らは私邸でそれを行うとき（⑩▽）陰の世界のこととしてあり、その陰の世界の清明を知り彼にしたがつて追儺を行うごとき「京人」の間で語り継がれ、やがて文字化されたもの（もちろんそれを必要とする人々によって）というほかはない。

さて、こうして説話類の伝承と摺り合わせながら見てくると、「術法者」清明は陽と陰の世界でこれを使い分け、いわば公的秩序の内外を自在に往還し、時に逸脱もしくは超越しつつ「道之傑出者」「陰陽達者」の世評をほしいままにした陰陽師であったかのごとくである。たしかに記録類にはこれを裏付けるような記事も多い（陰陽寮を退いた後も、「去三月以後、依疫癘病死之輩、不知幾千。雖有種々祈禱、似無其庇。」との事態に対して「八省大極殿仁王経読講」を勘申しこれを修せしめたり⑤）、雷の「御卜」が命じられていたにもかかわらず、後に「天文道」が「変異勘文」を奏上したと聞かや「先々、進勘文之時、更無御卜」と具申して「御卜」を停止させたり⑤▽）、かと思えば、『熒惑星御祭』を奉仕せず「過状」を書かされたり、『小右記』永延2・8・18、道長東三条邸の「新宅作法」を依頼されながら当日遅参したり〔御堂閑白記〕寛弘2・2・10（……）。しかし一方、これとはことなる相貌を映し出している記事もある。すなわち、正五位上に叙された折にその報告（「触」）のために実資邸を訪れる清明④、穀倉院別当時

代、死亡した「年預」の「替」補任を申し請いに早朝(？)行成宅に出かける晴明(⑨)などがそれ。また、先に引いた永観2年讓位・立太子日時勘申話題では、後に別案を提示される「吉日也」とすぐさま迎合しており(②▽)、同様の事例は尊子内親王薨去後の「除錫紵」日時勘申話題(「小右記」寛和1529条)にも見いだせる。これらが伝えているのは公や貴頭におもねり追従する小心翼翼たる相貌、もしくはそういうした相貌をもった者として晴明を見る公家・貴頭の眼差しであって、決して「逸脱」「超越」者のそれ、それへの眼差しではない。考えてみれば、陰陽師が公私の依頼に応じて「術法」を行使する反閉や諸祭、禊・祓は、他方では祿を求めての経済活動の場にほかならず(偽称勅宣、召陰陽寮管人、充給種々珍宝。〔前掲、時平呪詛道真話題〕、「只為求利、以祭神為事、婦十二獸・三十六禽、為所敬尊。」〔東山往來〕四)「不可成陰陽師」。また、「大炊頭光榮朝臣奉仕反閉。……祿物、白合掛・重袴、頗過差。」〔小右記〕長保11025条、「吉平奉仕反閉等。給掛一重。」〔權記〕寛弘2813条、「一宮車剋可出河原給。……御祓光榮朝臣奉仕。了給祿。」〔權記〕長保439条、「今昔物語集」一九三、など、依頼の多寡はそのまま生活の如意不如意を左右する。識神のできるのは部の上げ下げや門扉開閉程度であって、衣食住万般の物資調達までうけおえるわけではあるまい。陰陽師の公家・貴頭への迎合、阿諛追従も故なしとしな

い。

かかる迎合、阿諛追従を助長した背景には、公家・貴頭にとつての陰陽師の位相の問題もあろう。晴明をめぐって説話類は道長との特別の関係を言い立てているが、道長が重用した陰陽師には晴明だけではなく賀茂光榮もいる(寛弘1814条、同関915条の「道長 本命祭」) 属星祭は光榮が執行。なお、一条帝治世の賢臣を列挙する『続本朝往生伝』1では「陰陽則賀茂光榮・安陪晴明」と光榮の名が先に記されていた。『權記』「小右記」には晴明・光榮のほか藤原陳泰・梶奉平の名も多く出ているし、たとえば実資は、寛和1年4月、妻の産事遅々による解除をまず光榮に依頼(18日)、翌19日に晴明を呼んでいゝる。これらは陰陽師内での競合関係(前掲、晴明陰陽事績一覽の傍線部参照)を教えるが、周知のとおり、ケガレ観の増幅拡大した平安中期、変異発現の折々には各所から勘申意見が寄せられ、より広範な競合が出来している。

「その年、おほかた世の中騒がしくて、公さまに物のさとししげく、のどかならで、天つ空にも例に違へる月日星の光見え、雲のたたずまひありとのみ世の驚くこと多くて、道々の勘文ども奉れるにも、あやう世になべてならぬことどもまじりたり」(源氏物語 薄雲巻)、「道々の勘文ども」は、具体的に「召左大弁行成朝臣、令読勘文。從御簾前、着円座、賜勘文。大弁對御簾、読之。先紀伝、次明経、次明法、次陰

陽道。読了、書授余、着本座。余仰諸卿云、道々勘申如此。

定申者。」〔御堂閔白記 寛弘373条〕のごときもの。これに神祇官、南都北嶺等寺院からの龜卜・託宣や夢告・靈験の上申が加わる。公家・貴頭にとって陰陽師はこれら「道々の勘文」や上申の一つをになう一情報源でしかない（この陰陽師の位置は、晴明の死が『御堂閔白記』「小右記」「権記」のいずれにも記されていないところにも端的に示されているはずだ。そうした状況のなかで陰陽家はその一々と道の効験を競い、陰陽師相互で「術法」の優劣をせめぎあい、禄を奪い合うのである。結果は次におこる事態とのなかば偶然の符合（のさせ方）次第（卜筮者、聖人之業也。但近世无復佳師、多不能中。」吉備真備『私教類聚』〈要略』九五所引〉）で、そのことは情報を収集する側も提供する側も承知の上のこと（『権記』寛弘859条「光榮之占、如指掌。可謂神也。」のごとき記事もあるが、たとえば『御堂閔白記』長保6714日条には、「晴明朝臣奉仕五龍祭、有感、賜被物。」と右頭中将実成から伝え聞いた道長が、「早可賜也。雷声小也。」と記している。したがって禄を競う陰陽師のできるごとといえば「ものよく言ふ陰陽師して」（『枕草子』）、つまりは公家・貴頭（他者）の了解納得の地平をさぐりながら自家の弁舌に言説を弄して、祭文の文飾を凝らし（『晴明』長保4年7月27日「玄宮北極祭」祭文〈諸祭文故実抄〉大日本史料所引）など、解釈次第で符合を強弁できる「推断」を提示する

（『世紀』寛和2216条など。なお『安倍泰親朝臣記』参照）くらいのことであつたらう。迎合、阿諛追従の人・晴明は「ものよく言ふ陰陽師」でもあって、もって「道之傑出者」「陰陽達者」と評せられた、ということかもしれない。

■ 言説創造

こうして陰陽道、陰陽師は、同時代的には公家・貴頭にとって一情報源にすぎず、晴明はその優秀な一人であつたと見こまれるわけだが、ここで注意しておきたいのは、そうした種々の情報（道々勘申）が公家・貴頭のもとに集約されることで、彼等が道々の言説を所有していくことになつた点である。そこでは、諸言説が比較吟味され相対化される一方、その一々が学ばれ（『召匡衡朝臣、令奉仕易』、『御堂閔白記』寛弘8525条、場に応じた言説が再生産されたりもする（今晩左府黄牛逃去。不知在所。今日已剋許、於山科辺尋得云々。新宅、黄牛、忽去其処、可為怪乎』、『小右記』寛弘2212条。「新宅」は同10日、晴明が「新宅作法」を奉仕した道長東三太郎〔御堂閔白記〕。「黄牛」は陰陽厭法の具（『新儀式』四等参照）。そしてある言説を主体化し（今朝沐浴。或人云、五月不沐髮、又月一日忌浴云。仍見曆林。五月一日沐髮、良。……依有此等文、沐浴也。』、『権記』寛弘651別記。「曆林」は賀茂保憲の著述）、さらにはその言説の発信主体（たとえば天文道）に自らの見解を開陳したり（『成

剋、以奉平宿祿、令修泰山府君祭。余出祭場、從禮。去十六日、日欲入之間、其色如火。月出間、其色相同。乍驚問、遣奉平宿祿。云、雲陰、掩所見也者。昨日月、又如一昨。今日又同。仍重問、奉平宿祿。答云、連日連夜有此事、誠可為變。明日可上奏者。」〔小右記〕寛弘2218条、自らの見いだした本文を提示して「道」の勘文に疑義を差し挟み反論する（左大臣被奏、光榮申二月廿八日庚午、婆羅門僧正云、子孫死今案、凡奉為國家、可忌之。春苑玉成云、大凶事。來月十日壬午可被修仁王云。…仰云、仁王會來月十日可修。〕〔權記〕長保3219条。〔婆羅門僧正〕は菩提偈那のことで東大寺大仏開眼導師、春苑玉成は承和5（八云）年の「遣唐陰陽師兼陰陽請益」で陰陽書『難義』一卷の將來者、そうした主体も生成していくことになる。まさに「多くの本書が公開され、必ずしも、陰陽師が排他的な權威を保持し得なかつたかと考えられる」（野田幸三郎氏「陰陽道の一側面」『歴史地理』八六一、一五五）状況が陰陽師を、そして清明を取り巻いていたというわけである。

問題は、そうした陰陽言説をめぐる状況に陰陽師たちがどう向き合っていたかということだ。夕焼けの色の異変を繰り返し言い立てられて「誠可為變。明日可上奏」と応じた泉奉平のごとき陰陽師もたしかにおり、先の迎合、阿諛追従ぶりからみて清明もその一斑かと推測されるところだが、次の、「廿九日」が「道虛日」（外出を忌む日）かどうかをめぐる

『小右記』の記事（長元3年9月17日条）は、そればかりではなかつたらしいことを伝えている。

抑廿九日、闕白曰、道虛日、可忌避哉否、有事次、可問下官者。余云、道虛日、必不可忌仏事歟。能被問歟。

弁云、文高云、更不可被忌道虛日。就中廿九日非道虛者。余忘清明一家所申也。世猶知道虛。

右は、清明没後25年、世に行われているのは異なる説が「清明一家所申」として認知され、受容されていたことを教える（清明所論の受容は、彼の著作『古事略決』の名を「世間流布本也」の注記とともに記す『長秋記』大治4518日条よっても確認できる）。

「清明一家所申」の文言には、清明没後の清明聖化とそのもとの口伝捏造といった、神話創造の影もちらつくが、いずれにしても、こうした発話の背景に、清明をあらたな陰陽言説創造者とみとめる、同時代人の眼差しがあつたことは疑いないだろう。そうした認知にかかわる記事には、「依左京權大夫清明朝臣説、奉太山府君幣一捧・紙錢。為延年益算也。」〔權記〕長保4年11月28日条）もある。また、「庚辰日奉仕三寶、吉備大臣説、半凶者。仍遣問左京權大夫許。」〔同〕長保6226庚辰日条）なども無関係ではあるまい。

清明の手（口）にかかる陰陽言説がどのようなものであつたかは今にわかには明らかでない。ただ、大陸伝来の陰陽書を

本文とすることが多かったであろう当時（『続日本紀』天平宝字119条は天文生・陰陽生に講ずべき書籍を列挙。そこにもあがる『新撰陰陽書』は『玉葉』承安3113条に「当道之習、以新撰陰陽書、為規模。」とある。なお、詳細は山下氏前掲論文を参照のこと）、右のごとく「吉備大臣説」についての遺問が清明にむけて発せられているところ、またこれに対して清明が「吉備大臣説」とともに仏教界の占術本文である密教経典「宿曜經」をも引いて勘進しているところ（『寛禪抄』六・星宿法は応和10頃の保憲・法蔵「本命日」相論を「陰陽・宿曜二家諍」と記す。）などからして、それは、吉備真備（陰陽道に触れるところのある『私教類聚』の著者で、大陸留学の間に「陰陽曆道、天文漏刻、秘術雜占」を学び伝え、彼地で「秘術」をもって日月を封じた（『扶桑略記』天平7426条）真備）を陰陽「術法」の祖として仰ぎ、占術にかかわる諸言説を保憲に倣って糾合整理した（右の「本命日」相論で保憲も「宿曜經」を証文に引く。また、『古事物語集』二四16には「清明、広沢ノ寛朝僧止申ケル人ノ御房ニ参テ、物申シ承ハリケル間（「宇治拾遺物語」四、同）とあった、既成のものとは幾分ことなるものであったかのごとくである（吉備大臣七佐法王之道習伝者也。」の文言が見え、清明『古事略決』に所見の「四課三伝」の語を引用し、「宿曜地判經」の名を出す『新猿楽記』「十君夫・陰陽先生賀茂道世」条は、清明の陰陽言説をいくらか伝えたものか）。

■ おわりに

ケガレ観の広がりや背景に、公家・貴頭が陰陽言説を主体化して語り出す事態のなか、陰陽道家の存亡をかけてあらたな言説を創造していく清明。「陰陽」道之傑出者」「陰陽達者」はそうした清明に与えられた称号でもあつたらうか。ただし、それが「道」の繁昌を思つてのというばかりでなかつたことは、『続古事談』話にみる、光榮との相論にうかがえるところである。保憲嫡子光榮にむかつて「保憲ガトキ、光榮ヲバ前ニイダスコトナシ」と述べ、おそらくは光榮の『百家集』相伝を知りながら「百家集、我ニツタフ。光榮ニハツタヘズ。コレ、ソノ証也」と挑発する清明。その一々を否定する光榮。しかし清明が真に相手にしているのは光榮ではないのだろう。このような無謀な発言が力をもつのは陰陽道家の内部ではなく、たぶんその外側、つまり保憲―光榮（「道之長」前引「権記」の嫡子相伝をうたがわぬ公家・貴頭に対してのこと。清明はそこに「保憲ガトキ……」「百家集、我ニツタフ……」の言葉をなげこむことで亀裂を作り出し、保憲流陰陽術法の正統相伝者が保憲息・光榮ならぬ自分だとして、自らの位置どりを確保しようとしているのである。見たような、自家陰陽言説の場に賀茂陰陽道家の祖・吉備真備を担ぎ出すのも、おそらくはこれにかかわっている（『三国相

伝陰陽輔輯篋葺内伝金鳥玉兎集」が「天文ノ司郎」安倍博士へ吉備ノ后胤、清明朝臣撰」とされるのはその成果のひとつ。なお『今昔物語集』巻二四の陰陽道列伝でも光栄は排除され、列伝冒頭第13話のはじめに清明八代の祖・御主人の兄益麻呂の曾孫「安倍安仁」の名が示されている。

外部にむけてなされる、保憲流陰陽道の正統相伝者としての自己言明。そこには彼自身による話題創作や改作話題も加えられたことであろう（『今昔物語集』二四17「保憲清明共占覆物語」へ「欠話」は題名から推して「朝野群載」一五陰陽道に所見の忠行が匣中の水晶念珠を推した話題に近い。なお清明「占覆物」話題は長門本『平家物語』五「中宮御産事」段にも見える）。自己像確保の欲望にねざすこうした自己語りは、『中右記』寛治8年11月2日条所引の「藏人信経私記」長徳3年5月24日条逸文にもうかがえる。召されて「宜陽殿御劍等事」を問われた77歳の清明は「件御劍三十四柄也。去天徳内裏焼亡之日、皆悉焼損。清明為天文得業生之時、奉宣旨進勘文、所令作也。……」と往時の自己を語りはじめ。かかる大事の勘問宣旨が得業生に下されるものかどうか、疑えば疑えそうな話題だが、真偽ともかく、この自己語りは、村上朝に重きをなした清明像を、確実に長徳3年の聞き手のうちに刻印していったはずだ（『中右記』同日条によれば、「明法博士允亮所抄政事要略」には「天徳内裏焼亡時、陰陽師清明奉勅命、作管之由」の「一本書

があったという）。

「術法ノ者」にして「才学ハ優長ナラ」ぬ清明は、こうして「ものよく言ふ陰陽師」として、一方で吉備真備の神話化をもってした（術法」本位の）あらたな陰陽言説、それを支える諸言説糾合整理のあらたな「才学」（本文）を用意し、他方、自己語りによる自らの神話化をさまざまな局面ではかることで、宗家を呑み込む陰陽道家「清明一家」の創設を企てたかのような。禄をもとめて公家・貴顕に迎合・阿諛追従する仮面の下には、もう一面、したたかな仮面も潜められていたということだろうか。けれども、そうした個の存在性は現代にも見うけられるし、古典世界にも自己語りする人々（清少納言や大江匡房など）にみとめられることであって、驚くまでもないことだった。

〔たけむら・しんじ 広島大学大学院助教授〕